

令和 8 年 7 月 8 日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

大韓民国（以下「韓国」という。）産炭酸二カリウムに対しては、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和 3 年政令第 65 号）」に基づき、不当廉売関税が課されているところです。

今般、対象貨物の課税期間延長に係る調査結果に基づき、当該課税期間が 5 年間延長されることとなりました。

つきましては、下記をご参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門（電話番号：078-333-3086）へ照会願います。

記

1. 課税物件（変更なし）

関税定率法別表第 2836.40 号に掲げる物品のうち韓国産の炭酸二カリウム

2. 不当廉売関税率（変更なし）

30.8%

3. 適用期間

令和 3 年 6 月 24 日～令和 13 年 7 月 7 日まで

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第 1 部門

電話番号：078-333-3086